

令和5年度

第17回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和5年11月24日（金）
開会9時35分 閉会10時30分

場 所 教育委員室

令和5年度
第17回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 令和5年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

第2号議案 教職員の懲戒処分について

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

① 中央支援学校に係る開校準備の状況について

② 県立特別支援学校へのコミュニティ・スクールの導入について

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	岡 本 天津男
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 惠 代
	委 員	岩 武 茂 代
事務局	理事兼教育次長	渡 辺 登
	教育次長	三 浦 一 雄
	教育次長	武 野 太
	参事監兼特別支援教育課長	升 井 淳 二
	教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
	教育人事課長	吉 雄 幸 平
	教育財務課長	神 崎 文 隆
	体育保健課長	佐 保 宏 二
	教育改革・企画課 総務企画監	小 野 裕 二
	教育改革・企画課 課長補佐 (総括)	新 貝 隆
	教育改革・企画課 主査	長 山 佳 史
	教育改革・企画課 主任	久知良 周平

2 傍聴人

5 名

開会・点呼

(岡本教育長)

委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

それでは、ただ今から、令和5年度第17回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(岡本教育長)

本日の議事録の署名については、鈴木委員にお願いします。

会期の決定

(岡本教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は10時10分を予定していますので、よろしくお願いします。

議 事

(岡本教育長)

会議は原則として公開することとなっておりますが、第2号議案及び第3号議案は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(岡本教育長)

第2号議案及び第3号議案は、非公開といたします。

(岡本教育長)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議案】

第1号議案 令和5年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(4課〔教育改革・企画課、教育人事課、教育財務課、体育保健課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第1号議案「令和5年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」提案しますので、教育改革・企画課長から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

令和5年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について説明します。

資料3ページをご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、11月27日に開会する令和5年第4回定例県議会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、資料中ほどの議案名にある「職員の給与に関する条例等の一部改正について」等、計5本の議案について、知事から教育委員会の意見を求められました。

については、資料2ページ「議案に対する教育委員会の意見について（回答）」の案のとおり、異議がない旨を回答することを提案します。

別冊資料として議案書を配付していますが、説明は教育委員会資料により順次、担当課長が行いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(吉雄教育人事課長)

「職員の給与に関する条例等の一部改正」について説明します。

資料4ページをご覧ください。太枠で囲んでいる部分が教育委員会に関係する項目です。

まず、「項目1 職員の給与に関する条例の一部改正」については、人事委員会勧告を受け、今年度の給与改定を行うものです。

給料表については、国に準じて、初任給及び若年層に重点を置いた給料月額の上昇に加え、各号給の額に0.3%を乗じた給料表に引上げ改定を行うものです。

期末手当及び勤勉手当については、12月期の支給割合をそれぞれ0.05月分引上げるものです。なお、令和6年度以降、6月期、12月期の支給月数が均等になるよう、併せて改正するものです。

続いて資料6ページの「項目6 特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正」をご覧ください。

給料については、一般職員や国の改定状況を踏まえて給料月額を0.3%引上げる改定を行うものです。

期末手当については、一般職員に準じて、記載のと通りの改正を行うものです。

続いて、「項目7 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正」をご覧ください。

会計年度任用職員について、本年12月期の期末手当を0.05月分引上げます。併せて、令和6年度からは、地方自治法の改正や各県の改定状況等を考慮し、新たに勤勉手当を支給することとし、一般職員に準じた改正を行います。

続いて、資料8ページをご覧ください。

「項目12 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」及び「項目15 職員の育児休業等に関する条例の一部改正」については、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することになったことに伴い、規定の整備を行うものです。

最後に、附則については、改正条例の施行期日や条例の改正に伴って必要となる技術的な事項を定めたものになります。

(佐保体育保健課長)

資料9ページ「第101号議案 公の施設の指定管理者の指定について」説明します。

土木建築部が所管する大分スポーツ公園、高尾山自然公園及び教育委員会が所管する大分県立武道スポーツセンターが、今年度末に指定管理者の更新時期を迎えます。この度、指定管理候補者を選定しましたので、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものです。

本施設は、公園全体の効率的な管理運営や各施設の一体的な利活用を図ることを目的に、大分スポーツ公園等を一体的に管理する公募を実施しています。募集に対し、申請のあった2団体について審査を行った結果、「株式会社大宣」を指定するものです。

選定委員会における評価については、公園管理の豊富な経験があり、業務を安定的に実施できる経営基盤を有していること、高度な管理が求められているドームの芝を管理してきた実績があること、武道スポーツセンターの利用者増に向けた取組として、自主事業の開催や各種関係団体への誘致活動を行ってきたこと等、これまでの施設の維持管理や利活用促進等が評価を受けました。

指定期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間で、提案価格は、30億7,450万円です。

続いて、資料10ページ及び11ページの「第104号議案 大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」と「第105号議案 大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託について」説明します。

大分県立庄内屋内競技場は、平成3年に旧庄内町長から建設の陳情を受け、平成4年8月に県が整備しました。整備後の管理については、建設の経緯から、旧庄内町（現由布市）が当初から管理してきたところであり、平成18年度から指定管理者制度を導入した際にも、由布市を任意指定により指定管理者とし、管理運営を行ってきました。

しかしながら、施設の特性上、ライフル射撃競技以外の利活用が難しいことに

加えて、大分県行財政改革推進委員会指定管理者評価部会において、「これ以上のサービス向上やコスト削減の効果が見込めない状況である」、「指定管理者制度の趣旨を十分に反映できないため、管理方法の見直しを行うべきである」との意見もいただいたところです。

このようなことから、今回、管理方法を地方自治法第252条の14に基づく「事務の委託」へ変更したいと考えています。なお、施設の維持管理・修繕等に係る経費負担や施設の利用面についての変更はありません。

事務の委託により管理運営を行う効果として、隣接する庄内総合運動公園との更なる一体的、効率的な管理が期待できることや、地元高校との連携など由布市における独自性の発揮が可能となること、また、指定管理者制度の趣旨にそぐわない管理運営方法の解消や更新に係る事務手続きが不要となり、長期的な運用が可能になることが挙げられます。

管理方法の変更に伴う規定の整備については、管理を市町村に委託する場合の特例に係る規定の追加を行います。また、事務の委託後は、由布市の条例・規則等で管理を行うこととなるため、現在、県の条例で定められている庄内屋内競技場の利用料金に係る規定の削除を行います。

最後に今後の手続きについてですが、令和6年1月に事務の委託の規約告示、令和6年3月に総務大臣への届出、令和6年4月1日から運用開始を予定しています。

(神崎教育財務課長)

資料12ページ「第106号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について」をご覧ください。

「第3条 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正」について説明します。

改正理由は、別府市大字鶴見において住居表示が実施されるため、別府鶴見丘高等学校の位置を改正するものです。

改正内容は、「別府市大字鶴見4，433番地2」が「別府市東荘園4丁目2番44号」になります。

施行期日は、住居表示の実施期日である令和6年1月6日としています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

第104号議案と第105号議案のスポーツ施設に関してですが、今まで由布市の高校生は大分県立庄内屋内競技場をあまり利用していなかったのですか。

(佐保体育保健課長)

オープンして以来、由布高校の射撃部が利用しています。

(高橋委員)

広い屋内競技場なので、弓道やアーチェリーにも活用できるのではないですか。

(佐保体育保健課長)

射撃場の距離は50メートルです。射座の後方にはテニスコート2、3面の空間があり、テニスやソフトテニスには活用できます。実際に現在もテニスコートとして利用されています。

(高橋委員)

雨天時に、他の競技でも利活用できれば良いのではないかと思います。

(岩崎委員)

「第101号議案 公の施設の指定管理者の指定について」ですが、公募には何社から応募があり、最終的に何社が申請書を提出したのですか。

(佐保体育保健課長)

何社が公募説明会に来たのかは把握できていません。最終的に2社から申請があり、指定された「株式会社大宣」と、もう1社は「おおいたJMOスポーツパートナーズ」という、株式会社JTBを代表者とする共同事業体です。

(岩崎委員)

選定委員会での選定方法ですが、入札と同じように、基準価格に対する申請者の提案価格によって選定したのですか。それとも、経験やノウハウで選定し、提案価格はあくまでもその一構成要素という位置付けですか。

(佐保体育保健課長)

後者の方法で選定しています。提案価格の高い低いだけでなく、具体的な利活用や運営方法等を聞き取り、点数化して、総合的な評価を行っています。

(岩崎委員)

2社の提案価格がどうであったかについては、公表できる情報ですか。

(佐保体育保健課長)

選定の経緯と結果については、大分県のホームページで公開しています。

(岡本教育長)

その他、何かありますか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岡本教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

【報 告】

① 中央支援学校に係る開校準備の状況について

(2課〔教育改革・企画課、特別支援教育課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、報告第1号「中央支援学校に係る開校準備の状況について」特別支援教育課長から説明をしてください。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

中央支援学校に係る開校準備の状況について説明します。

まず校名については、令和5年10月の県議会において、「大分県立中央支援学校」に決定しましたので、改めて報告します。

資料の「2 校章」をご覧ください。決定した校章のデザインを載せています。令和5年10月27日までデザインを募集し、合計で114点の応募がありました。この中から、大分県立鶴崎工業高等学校産業デザイン科3年生、矢野ひよりさんの作品を選定しました。制作者の〈作品に込めた思い〉にあるように、オレンジのチューリップと周りの葉で教育目標と校訓を表現しており、デザイン性と汎用性が学校のコンセプトと合致したことが選定理由です。12月7日の教育委員会会議に先立って、矢野ひよりさんへの表彰式を予定していますので、よろしくをお願いします。

続いて「3 制服」をご覧ください。制服は、男女ともにブレザースタイルとしています。本日は実際の制服を展示しています。スクールカラーであるオレンジ色をポイントとして取り入れ、華美でなく落ち着いた雰囲気を感じられる制服に仕上げました。また、動きやすく着脱しやすいもの、家庭で洗濯等ができる汎用性のあるもの、多様性のあるものという点を考慮しています。

最後に「4 校歌」をご覧ください。作詞・作曲については、子ども達への音楽活動を参画・運営している方々にお問い合わせしました。生徒に分かりやすい詩と歌いやすい校歌作りを目指したものです。12月中の完成を目指して協議を進めています。

報告は以上です。

(岡本教育長)

ご質問、ご意見はありませんか。

(鈴木委員)

ネクタイやリボンはゴム式のワンタッチで取り付けられるようなタイプですか。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

ネクタイ、リボンいずれもゴム式や結ぶタイプの物ではなく、上部で留めるタイプの物です。

(鈴木委員)

安全性が心配だったので良いと思います。ただ、ネクタイの結び方は覚えられないですね。

ネクタイやリボンの柄が綺麗で良いですね。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

校章のデザインと同じオレンジ色を差し色として使用しているのが効いていると思います。

(林委員)

自宅で洗濯できるということですが、特別な洗剤が必要ですか。

(鈴木委員)

今の制服は自宅で、市販の洗剤で洗濯できます。ネットに入れれば型崩れもありません。

(岩武委員)

価格はどのくらいですか。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

夏用の上下も含めて、標準ズボンタイプが58,080円、細身ズボンタイプが59,180円、スカートタイプが60,280円です。

(鈴木委員)

高いですね。価格はもう少し安くないのですか。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

新生支援学校の制服は、同様のタイプで7万円を超えています。上下の制服と夏物の上下を合わせると、このくらいの価格にはなります。

(林委員)

夏物も含めた価格ですね。

ズボンは1本だけですか。それとも夏用のズボンもありますか。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

夏用が1本、冬用が1本です。シャツ等は複数購入する保護者もいます。

いずれも就学奨励費の補助対象となっていますので、新中学1年生と新高校1年生に関しては、対象となる家庭については、購入費用が後から返ってきます。

(鈴木委員)

対象の家庭だけですか。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

所得が高い家庭については、就学奨励費の補助対象ではありません。所得に応じて支弁区分が3段階に分かれており、特別支援学校では、教科書や学用品の購入費等が全額、就学奨励費の補助対象となる家庭が多い状況です。

(鈴木委員)

中学校・高校では入学時に、制服以外に体操服やスリッパ、シューズ等も必要になり、金額が10万円を超えるため、結構な負担となります。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

入学に係る費用は就学奨励費の対象となっています。なお、転学する新生支援学校及び大分支援学校の在校生については、これまでの制服等を使うことができます。

(岩崎委員)

校歌は幅広い年齢の児童生徒が親しむことができ、わかりやすい詩、曲作りを行うと書いてありますが、作詞作曲者はどのような方ですか。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

作詞者はプロの方で、長年、大分市の市民ミュージカルに演出等で関わっている方です。

作曲者も市民ミュージカルに出演しており、作詞者と接点があるため意思疎通がしやすく、作詞作曲作業を進めやすい関係です。

【報 告】

② 県立特別支援学校へのコミュニティ・スクールの導入について

(2課〔教育改革・企画課、特別支援教育課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、報告第2号「県立特別支援学校へのコミュニティ・スクールの導入について」特別支援教育課長から説明をしてください。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

県立特別支援学校へのコミュニティ・スクールの導入について、方針を策定しましたので説明します。

資料の「1 はじめに」をご覧ください。コミュニティ・スクールの概要や役割などを示しています。

本県の特別支援学校では、令和4年度よりさくらの杜高等支援学校へコミュニティ・スクールを導入しました。さくらの杜高等支援学校では、コミュニティ・スクールの導入により、合同企業説明会の実施、就労に向けた情報共有の充実などの成果があげられています。

次に、資料「2 県内特別支援学校へのコミュニティ・スクール導入に向けた方針」をご覧ください。方針を2点、示しています。

1点目ですが、令和6年4月開校の中央支援学校にコミュニティ・スクールを導入します。中央支援学校は、学識経験者や福祉施設関係者、自治会役員等からなる開校支援委員会が設置されており、すでに学校運営等の参画に向けた準備体制が整っており、ソフト面の理由から、開校と同時にコミュニティ・スクールを導入することとしました。

2点目ですが、他の特別支援学校においても、在籍する児童生徒が卒業後も地域で支援を受けながら生活できるよう、関係機関や地域等と連携した取組の必要性があり、学校運営に参画できるコミュニティ・スクールの導入が望まれるため、令和7年度より順次、コミュニティ・スクールの導入を進め、令和10年度までに全ての特別支援学校への導入を目指します。

報告は以上です。

(岡本教育長)

ご質問、ご意見はありませんか。

(高橋委員)

コミュニティ・スクールを特別支援学校に導入してから、学校の取組に新たな動きはありますか。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

さくらの杜高等支援学校では、合同企業説明会等、就労に関する取組についての意見が出ています。先日の学校運営協議会では、就労に関する部会、職業教育に関する部会、地域とのつながりに関する部会の3つに分けて、より深く協議することができており、良い意見が出ていたので、それらを反映できれば、生徒の一般就労に向けたより良い指導につながると思います。

(高橋委員)

可能であれば、生徒の就労も含めて、より一層特別支援学校へ支援してもらえようような体制づくりに、地域と一緒に取り組んでほしいです。

(鈴木委員)

数年前に竹田支援学校の卒業式に出席した時、地域の方や来賓の方が多かったことに驚きました。地域の福祉事業所等にも案内を出していたのだろうと思いますが、応援してくれる方がこれほど多くいるのだと、心強く思いました。

そのような地盤は既に各特別支援学校にできているのではないかと考えていて、形としてコミュニティ・スクールは今後導入していくのだけれども、実態としては既に地域や企業の方との連携が図られていると理解しているのですが、現状として何か困りごとはありますか。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

地域の方々から学校への支援は頂いていると思っています。ただ、学校運営そのものに意見を出せるかと言えば、現状はそうではないので、コミュニティ・スクールを導入することで、地域の意見を真摯に受け止め、反映することができるようになると考えています。地域性のある学校では、地域とコミュニケーションが取れていますので、更に発展させるという意味で、導入の効果が期待できるのではないかと思います。

(岩崎委員)

さくらの杜高等支援学校の次は中央支援学校に導入するということですが、特別支援学校は県内に何校あるのですか。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

県立の特別支援学校は、分校も含めて全部で18校あります。

(岩崎委員)

資料では、令和4年度の全国の特別支援学校へのコミュニティ・スクール導入率が35.8%となっています。この数値と比較すると、大分県は導入が遅れていますよね。今後の他の特別支援学校への導入予定について、教えてください。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

令和7年度から令和10年度にかけて、全ての特別支援学校に導入します。

(林委員)

全ての特別支援学校に導入するのに4年かかるのは、少し遅い気がするのですが、もっと早く導入できないのですか。なかなか難しいところもあるということですか。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

中には移転を予定している学校もあります。病院と併設している分校等は、地域とのつながりが難しい部分もあります。まずは令和7年度から、地域とのつながりが強い学校から順次導入し、そのノウハウを大規模校等に反映させながら進めていきたいと考えています。

(高橋委員)

地域包括支援センターとの連携は行っていますか。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

現状では、学校評議員会にそのような方が委員として入っているという情報はありません。

(高橋委員)

地域包括支援センターは社会医療法人や社会福祉法人等が運営主体となり、支援や活動を行っています。その中には地域振興にも関わっている医療法人等もありますので、今後何か連携ができれば、支援の輪が広がるのではないかと思います。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

学校評議員は5名のみですが、学校運営協議会は15名の委員で構成されていますので、多様な方を推薦するのも良い考え方ではないかと思います。

(高橋委員)

地域が一体となって、皆で特別支援学校の児童生徒を支えていただきたいと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

(岩武委員)

制度だけを整えるのではなく、学校運営協議会の委員の意見をどれだけ真摯に受け止めて、今後の学校運営に活かしていくか、そこにかかっていると思います。

地域には、学校に様々な協力や支援をしてあげたいと思う方が多くいる一方で、学校との意識が噛み合わず、地域の方が前のめりになってしまった分だけ不満が生じることもあります。また、学校は地域の方が前のめりになっていることを負

担に感じることもあると思います。

様々な思いがあると思いますが、学校が外部の意見に対して謙虚に耳を傾け、よく協議した上で、良い部分を取り入れながら学校運営を行い、良い方向に進めていくことが重要だと思います。

そうでないと、いくら制度が整っても、その制度が逆に負担になってしまうので、真摯に受け止めて学校運営に活かして行ってほしいと思います。良い制度にするためにも頑張してほしいです。

(鈴木委員)

去年までコミュニティ・スクールのメンバーをしていました。学校と地域で、互いの困りごとや得意なことを擦り合わせ、学校をより良く運営していくための会だと思っていましたが、専門用語が飛び交って分からない部分があり、結構ハードルが高いように感じました。

そのような会ではなく、ありのままを見せて困りごとを皆で解決していくような会だと良いと思います。由布市のコミュニティ・スクールは良い事例がありました。

学校の評価シートについても、教育委員会が作成していると思いますが、その様式にこだわらなくても良いのではないかと思います。難しい文言が並んでいて、地域の方には受け入れられない場合もあると思うので、学校ごとに分かりやすく作成した方が、お互いに負担にならないのではないかと思います。

(升井参事監兼特別支援教育課長)

導入を進める上で、検討したいと思います。

(岡本教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開の議事でその他、何かありますか。

(岡本教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

【議 案】

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第2号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人

事課長から説明をしてください。

(説明)

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

第2号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岡本教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第3号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

第3号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(岡本教育長)

第3号議案については、提案のとおり承認します。

(岡本教育長)

最後にその他、何かありますか。

それではこれで、令和5年第17回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。